

家に帰っても一人なら 安全で楽しい児童クラブへ



両親が共働きなどの理由で学校が終わって家に帰っても面倒を見てくれる人がいない児童のために、市内43カ所に児童クラブがあります。各クラブは地域運営委員会や各種法人などが運営。専任の指導員が遊びや生活指導を行い、安全な生活の場を提供しています。保護者の負担金は各クラブで異なり、学年別の違いや減免制度があるクラブもあります。詳しくは問い合わせてください。

なお、来年4月から荒牧小校区にあらまき第二児

童クラブが開設し、じょうとう児童クラブは城東町一丁目35-7に移設予定です。

名称・所在地・電話=下表のとおり

開所時間=〈平日〉下校時～午後6時〈土曜・学校休業日〉午前8時30分～午後6時(日曜・祝日は除く)。開所時間は各クラブで異なります

対象=小学校低学年の放課後留守家庭の児童(来年度新入生も含む)

申し込み=各クラブへ

児童クラブ一覧

名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
大渡こどもクラブ	岩神町三丁目18-6	232-1514	風の学童保育所	上新田町249-1	252-3734
学童保育所利根川教室	昭和町三丁目15-2	233-9362	しんでん児童クラブ	上新田町1306-2	253-6996
清王寺こどもクラブ	若宮町一丁目6-3	232-1513	元総社北こどもクラブ	元総社町1979-1	253-6649
わかみや児童クラブ	若宮町四丁目12-24	235-8300	元総社学童クラブ	元総社町2505-4	255-0962
じょうとう児童クラブ	日吉町二丁目17-10	260-1268	そうじゃ児童クラブ	総社町総社1625	251-1156
桃井・中央こどもクラブ	紅雲町二丁目10-4	224-1744	かつやま児童クラブ	総社町植野32	251-0112
なかがわ児童クラブ	三河町二丁目1-3	221-8616	細井学童クラブ	北代田町520-1	234-9339
あまがわ児童クラブ	文京町三丁目18-4	243-2080	ももかわ児童クラブ	荒牧町514	235-1226
明星児童クラブ	南町一丁目22-1	223-3177	あらまき児童クラブ	荒牧町四丁目9-2	235-2116
南町学童保育所	南町四丁目21-12	224-1431	きよさと児童クラブ	青梨子町446	255-4341
朝倉・天神こどもクラブ	後閑町10-1	261-3306	永明小児童クラブ	上大島町655	261-0599
たちばな児童館学童クラブ	山王町二丁目8-10	266-9700	こまがた児童クラブ	駒形町1191-1	266-6866
山王こどもクラブ	山王町二丁目13-5	266-5944	荒子小児童クラブ	荒子町1240	268-5277
広瀬学童クラブ	広瀬町二丁目10-12	263-3066	二之宮学童クラブ	二之宮町1810-1	268-3620
しもかわふち児童クラブ	鶴光路町38-1	265-3647	おおどり学園	茂木町185-6	283-2299
芳賀学童保育所	勝沢町104-4	269-9320	おおご児童クラブ	堀越町1161	283-3985
桃木こどもクラブ	幸塚町182-2	231-9888	おおごがし児童クラブ	河原浜町739-1	283-1951
桃瀬児童クラブ	西片貝町三丁目343	243-0048	みやぎ児童クラブ	鼻毛石町1507-1	280-2408
かいがや児童クラブ	上泉町175-3	231-3030	かすかわ児童クラブ	粕川町女淵567-13	285-2909
江木学童保育所	堤町477-10	269-9426	はら児童クラブ	富士見町原之郷2046	289-7277
かいがやがし児童クラブ	堤町729-6	269-3461	ときざわ児童クラブ	富士見町時沢1865-6	288-7448
東学童保育所	箱田町1615-2	252-9936			



生き生きと健やかな毎日を

受給者証と保険証

受診のときは忘れずに

問い合わせは
国民健康保険課 4868-9253

子ども、重度心身障害者、高齢重度障害者、母子・父子家庭などの福祉医療費受給資格者証(受給者証)を交付されていている人が保険医療機関などで受診するときは、受給者証のほか、加入している医療保険の被保険者証か組合員証(保険証)を窓口で提示してください。保険証を持たずに受診した場合は、医療費の全額が自己負担となります。必ず保険証も提示しましょう。

■内容に変更があったときなどは届け出を
福祉医療の受給者で加入保険が変わったり、住所が変わったりしたときは、市役所国民健康保険課か城南・大胡・宮城・粕川・富士見の各支所へ早めに届け出を。必要な物は下表の通りです。

区分	届け出に必要な物
加入している医療保険が変わったとき	受給者証・保険証 ※受診時には病院などにも届け出が必要。
受給者証を紛失・破損したため再発行するとき	保険証
転出するとき、転居するとき	受給者証・保険証
転入したとき、新たに申請するとき	1. 子ども(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子)…保険証 2. 重度心身障害者(高齢重度障害者含む)…①身障者手帳(1・2級)、療育手帳(A)、年金証書(国民年金などの障害年金1級)、IQ35以下を証明する書類のいずれか②保険証 3. 母子・父子家庭(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子とその母か父)など…①母か父に所得税が課せられていないことを証明する書類②本市に本籍がない人は戸籍謄本③保険証 ※県内からの転入の場合で前住所地でも福祉医療を受けていた人は、上記の1から3で必要な物のほかに、前住所地の市町村からの「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」も必要。